令和7年度 東村山市立東村山第七中学校

学校生活のきまり【抜粋版】

欠席・遅刻・早退等の連絡について

(1) 欠席・遅刻をする場合、以下のいずれかで連絡をする。
①保護者が8時までに連絡アプリに、欠席・遅刻等を入れる。
②保護者が8時～8時10分の間に直接電話で学校に連絡をする。
③生徒手帳の「諸届・許可欄」に保護者に記入・確認印を押してもらい、保護者やきょうだい、友達などに頼んで担任に届ける。

(2) 早退や体育の見学などをする場合は、生徒手帳の「諸届・許可欄」に保護者に記入・確認印を押してもらい、本人が担任に届ける。体育の見学の場合は、それを担任及び教科の担当教員に提出する。

登下校について

(1) 登校について
①登校時間は8:20までに登校し、自席に着席し朝読書、朝学習を開始する。
②8:25に教室で出席をとります。この時に自席についていないと遅刻扱いとなる。
③全校朝礼がある日は8:20までに登校し教室に荷物を置く。クラスで廊下に整列して体育館へ移動する。8:25に体育館に整列を完了し、出欠を確認する。
④遅刻して登校した場合は、必ず職員室の学年の教員に報告してから教室に入る。

(2) 下校について
①部活動や委員会など、放課後に活動がない生徒は速やかに下校する。
放課後に活動をする場合は、残留届けを職員室へ提出する。部活動、学級・学年などの団体の代表者が担当の教員のサインをもらい、職員室入り口に提出する。
②以下の下校時間を守って下校する。1年の仮入部期間については、別途下校時間を定める。
・ 一般生徒　16:00（5時間授業時は15:00）
・ 放課後活動がある生徒（※残留届が必要）　3月～10月は18:30、11月～2月は18:00

(3) 登下校共通
①交通ルールを守り、安全に気をつけて登下校する。
②途中で寄り道をしたり、立ち止まって話し込んだりしない。
③原則として自転車での通学は認めていない。再登校の時も同じく禁止とする。

持ち物について

(1) カバンの指定はないが、通学にふさわしい物を選ぶ。紙袋等だけの使用はしない。
(2) 貴重品は持って来ない。事情があって貴重品を持ってこなければならない場合は、朝のうちに担任に預ける。
(3) 持ち物には必ず記名をする。特に傘の取り違えが多いため、自身の傘だとはっきり分かるようにしておく。
(4) 不要物は持って来ない。不要物とは、スマートフォン、音楽器機、漫画や雑誌、ゲーム、化粧品、アクセサリー、菓子類など、学校生活で学習をする上で必要がないものを指す。なお、不要物の持ち込みがあった場合は、原則、教員で預かり、保護者が来校し保護者への返却とする。
(5) 生徒手帳は身分証明書として毎日、持ってくる。
(6) 忘れ物をした場合は、自宅に取りに帰ることはできない。どうしても家庭に連絡をとりたい場合は職員室の電話を貸し出すことができる。ただし、1通話10円を翌日持参する。
※予期せぬ降雨による傘の貸し出しについては、生徒会本部で行ってくれています。詳しくは、生徒会本部まで。

服装、身だしなみについて

(1) 服装についての共通事項

①ワイシャツやブラウス、は白の半袖か長袖のものとする。裾はズボン、スカートの中におさめる。ポロシャツの裾も同様。

②肌着の色は、黒・白・紺・グレー・ベージュの単色のものとする。

③セーター、ベストはグレーの無地(ワンポイントは可)とし、ブレザーから出ないように着用する。

④靴下は黒・白・紺・グレーの無地、またはワンポイントのものとする。

⑤スカートを着用する場合、丈は膝頭が隠れる長さを目安とする。

⑥ズボンを着用する場合、腰パン(極端に下げて履くこと)は認めない。

⑦靴は運動靴とする。革靴(ローファー)は認めない。

⑧ベルトは黒または紺色とする。極端に細いものやエナメル、メッシュ類は着用しない。

⑨儀式的行事については、その儀式的意義を考え、フォーマルな服装で統一する。

・ 11 月~4月に行われる儀式的行事の際には寒い時期の服装で統一する。セーターやベスト、タイツ等は着用しない。
【ブレザー、ワイシャツ、ネクタイ・リボン、ズボン・スカートの服装】

・ 5 月~10 月に行われる儀式的行事の際には、暑い時期の服装で統一する。ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。(着用しても構わない)。ベスト、セーター、ブレザー,学校のジャージは着用しない。
【ワイシャツ、ズボン・スカート、(ネクタイ・リボン)の服装】

・ 儀式的行事以外の行事(修学旅行や職場体験、校外学習、生徒総会など)においては、その教育的意義や安全面などの指導上、学年や生活指導部の判断のもと服装を統一することもある。

⑩校舎内において、冷房や風当りにより寒さを感じる場合は、学校ジャージの上着を着用してもよい。ただし、職員室、全校集会、登下校中は学校のジャージを着ることを認めない。

※学校のジャージに関する補足

学校ジャージは、やむを得ない(冷房や風当りにより寒さを感じる等の)場面に認めている処置という認識をする。登下校に関しては、自身で服装を選択することができることから、やむを得ない場合とみなさないため、学校のジャージは着用しない。また、全校集会、職員室は礼法という観点からジャージを着用しない。また、冷房を使用しなくなる季節(主に10 月以降)において、寒さを感じる場合は、ジャージではなく、ブレザー着用に移行していくこと。

(2) 寒い時期の服装(通称:冬服)について ※目安 11 月~4 月

①ワイシャツ、ブラウスの上から、ブレザーを着用する。学校生活の中で暑ければ、ブレザーを脱いでもよい。

②ネクタイ・リボンを着用する(第1ボタンをしめ、緩めずに着用する)。

③寒さが厳しい時は登下校時にブレザーの上から、防寒着(コート)の着用を認める。派手でない物とする。

④タイツは黒色のみ着用可。肌が透けないものとする(目安 厚さ:80デニール以上)。

⑤ひざ掛けの利用について、教室等での授業時の使用を認める。その際、羽織ったりするなど、ひざ掛け以外の目的では使用しない。

(3) 中間的な服(通称:合服)について ※目安 季節の変わり目(5 月、10 月)

①ワイシャツ、ブラウス、ポロシャツ(白の無地。ワンポイント可)、セーターまたはベストを着用する。ポロシャツの裾はワイシャツの着方と同様に、ズボン、スカートの中におさめる。

②ワイシャツ、ポロシャツは第一ボタンを外してもよい。

③ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい(着用する場合は、第一ボタンをしめ、緩めずに着用する)。

(4) 暑い時期の服装(通称:夏服)について ※目安 5 月~10 月

①白のワイシャツまたはポロシャツ(白の無地。ワンポイント可)を着用する。ポロシャツの裾はワイシャツの着方と同様に、ズボン、スカートの中におさめる。

②ワイシャツ、ポロシャツは第一ボタンを外してもよい。

③ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい(着用する場合は、第一ボタンをしめ、緩めずに着用する)。

(5) 上履き外履きについて

①上履きは、指定されたものを使用すること。外履きは運動靴とする。これらの履物は、体育の授業や緊急時の避難を考慮し、安全に生活を送ることができるものであること。また、安全上、かかとを踏まないこと。

②履物は、下駄箱の自分の所定の位置に入れること。

③上履きは、かかと部分に記名をすること。

④万が一、上履きを忘れた場合は、職員室で教員に申し出て、貸出用の上履きを使用する。長期休業明けに上履き忘れが多いため、十分注意をすること。

(6) その他

①頭髪は自然なままにする。特に脱色・染色・パーマなどは禁止とする。なお、突飛な髪型については、教員から声をかける場合がある。

②頭髪が長い場合は黒・紺・茶のゴムで止める。

③化粧をしたりピアスなどのアクセサリーをつけたりしない。なお、アイプチは化粧とみなし、禁止とする。マニキュアも同様に禁止とする。

④ネクタイ、リボンを忘れた場合は、職員室で教員に申し出て、貸出用を着用する。

⑤体育の後、1コマをはさんで体育や部活動がある場合は、更衣をせずに体育着のままの生活を認める。(1コマとは授業、帰り学活、給食を指す) 例:6時間目に体育がある場合、そのまま下校、部活動へ参加ができる。

校内での生活について

(1) あいさつ、言葉づかいについて

①時と場に応じたあいさつ、言葉づかいを心がける。友達、先生、保護者、その他、学校に来られた方へも明るくあいさつをすること(防犯という観点からも大切になる)。

②相手を傷つける言葉、聞いた人が嫌な思いをする言葉はつかわないこと。

(2) 授業について

①授業のチャイムが鳴る前に授業準備を行い、着席をしておくこと。

②始めと終わりのあいさつをきちんとすること。

③授業の道具の貸し借りをしないこと。

(3) 休み時間の過ごし方について

①休み時間中に次の授業の準備をすること.

②校内で走り回ったり、騒いだりしない。落ち着いて過ごすこと。

③他クラスには入らない。また、他学年のフロアにいかない。

(4) 職員室の出入りについて

①入室するときは、カバン・荷物、コート類は外に置いて、また防寒着なども脱いで用のある生徒のみが入室する。なお、入室する際は、白線まで入室して用がある先生を呼ぶ。

(入室の例)「失礼します。○年○組○○です。○○先生いらっしゃいますか?(お願いします)」

(退室の例)「ありがとうございました。失礼します」

②入室については、体調不良者の付き添いを除いて、用がある生徒のみとする。

(5) 校内美化・清掃について

①ゴミは出さないようにし、ゴミの分別など美しい環境づくりを心がける。

②校舎、教室、学校の備品など公共のものを大切に使用する。万が一、破損してしまった場合は必ず教員に申し出ること。その後、破損届けを記入、提出すること。不可抗力の場合以外は原則として弁償となる。

③清掃の仕方については各教室の掲示物を参照する。

その他

(1) 許可なく他校、またはその周辺に行ったり、他校生と接触をしようとしたりしない。

(2) SNSを利用したトラブルには十分注意をする。自分、他者問わず、個人情報をSNSに載せたり、送ったりしない。